

監査基準報告書 320「監査の計画及び実施における重要性」の改正について

2023年1月12日

日本公認会計士協会

新	旧
<p>監査基準報告書 320</p> <p style="text-align: center;"><b>監査の計画及び実施における重要性</b></p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2015年5月29日 改正 2019年6月12日 改正 2022年10月13日 <u>最終改正 2023年1月12日</u></p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第14号)</p> <p><b>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》</b> (省略)</p> <p><b>《4. 定義》</b> 8. 本報告書における用語の定義は、以下のとおりとする。 (1) 「重要性の基準値」－監査計画の策定時に決定した、財務諸表全体において重要であると判断する虚偽表示の金額（監査計画の策定後改訂した金額を含む。）をいう。 (2) 「特定の取引種類、勘定残高又は注記事項に対する重要性の基準値」－企業の特定の状況において、特定の取引種類、勘定残高又は注記事項に関する虚偽表示が重要性の基準値を下回る場合でも、財務諸表の利用者が財務諸表に基づいて行う経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる特定の取引種類、勘定残高又は注記事項がある場合に、当該特定の取引種類、勘定残高又は注記事項について適用する重要性の基準値をいう。 (3) 「<u>手続実施上の重要性</u>」－<u>合算リスク</u>を適切な低い水準に抑えるために、監査人が重要性の基準値より低い金額として設定する金額をいう。この手続実施上の重要性は、複数設定される場合がある。なお、特定の取引種類、勘定残高又は注記事項に対する重要性の基準値に対して設定した手続実施上の重要性を含む。 (4) 「<u>合算リスク</u>」－<u>未修正の虚偽表示及び未発見の虚偽表示の合計が、財務諸表全体としての重要性の基準値を上回る可能性をいう。</u></p> <p><b>《Ⅱ 要求事項》</b> (省略)</p> <p><b>《Ⅲ 適用指針》</b> (省略)</p> <p><b>《3. 監査計画の策定時における重要性の基準値と手続実施上の重要性の決定》</b> (省略)</p> <p><b>《(3) 手続実施上の重要性》</b>（第10項参照） A10. 個別に重要な虚偽表示を発見することのみを意図した監査計画を策定すると、個別には重要では</p>	<p>監査基準報告書 320</p> <p style="text-align: center;"><b>監査の計画及び実施における重要性</b></p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2015年5月29日 改正 2019年6月12日 <u>最終改正 2022年10月13日</u></p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第14号)</p> <p><b>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》</b> (省略)</p> <p><b>《4. 定義》</b> 8. 本報告書における用語の定義は、以下のとおりとする。 (1) 「重要性の基準値」－監査計画の策定時に決定した、財務諸表全体において重要であると判断する虚偽表示の金額（監査計画の策定後改訂した金額を含む。）をいう。 (2) 「特定の取引種類、勘定残高又は注記事項に対する重要性の基準値」－企業の特定の状況において、特定の取引種類、勘定残高又は注記事項に関する虚偽表示が重要性の基準値を下回る場合でも、財務諸表の利用者が財務諸表に基づいて行う経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる特定の取引種類、勘定残高又は注記事項がある場合に、当該特定の取引種類、勘定残高又は注記事項について適用する重要性の基準値をいう。 (3) 「<u>手続実施上の重要性</u>」－<u>未修正の虚偽表示と未発見の虚偽表示の合計が重要性の基準値を上回る可能性を適切な低い水準に抑えるために、監査人が重要性の基準値より低い金額として設定する金額をいう。この手続実施上の重要性は、複数設定される場合がある。なお、特定の取引種類、勘定残高又は注記事項に対する重要性の基準値に対して設定した手続実施上の重要性を含む。</u></p> <p><b>《Ⅱ 要求事項》</b> (省略)</p> <p><b>《Ⅲ 適用指針》</b> (省略)</p> <p><b>《3. 監査計画の策定時における重要性の基準値と手続実施上の重要性の決定》</b> (省略)</p> <p><b>《(3) 手続実施上の重要性》</b>（第10項参照） A10. 個別に重要な虚偽表示を発見することのみを意図した監査計画を策定すると、個別には重要では</p>

新	旧
<p>ないが集計すると重要な虚偽表示となる場合があること、さらに、未発見の虚偽表示が存在する可能性があることを考慮していないことになる。</p> <p>監査人は、<u>合算リスクを適切な低い水準に抑えるために、手続実施上の重要性を財務諸表全体に対する重要性よりも低い金額として設定する。</u></p> <p>なお、これは、定義で示したとおり、複数設定する場合がある。</p> <p>同様に、特定の取引種類、勘定残高又は注記事項に関する手続実施上の重要性は、当該特定の取引種類、勘定残高又は注記事項項目に関する未修正の虚偽表示と未発見の虚偽表示の合計が、当該特定の取引種類、勘定残高又は注記事項に対する重要性の基準値を上回る可能性を、適切な低い水準に抑えるために設定する。</p> <p>手続実施上の重要性は、単純で機械的な計算により決定されるものではなく、その決定には職業的専門家としての判断を伴う。</p> <p>手続実施上の重要性の決定は、リスク評価手続の実施過程で更新された監査人の企業に対する理解、過年度の監査で識別された虚偽表示の内容と程度及び当年度の虚偽表示に関する監査人の予想によって影響を受ける。</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p><b>《IV 適用》</b></p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p>	<p>ないが集計すると重要な虚偽表示となる場合があること、さらに、未発見の虚偽表示が存在する可能性があることを考慮していないことになる。</p> <p>監査人は、<u>財務諸表の未修正の虚偽表示と未発見の虚偽表示の合計が重要性の基準値を上回る可能性を適切な低い水準に抑えるために、手続実施上の重要性を設定する。</u></p> <p>なお、これは、定義で示したとおり、複数設定する場合がある。</p> <p>同様に、特定の取引種類、勘定残高又は注記事項に関する手続実施上の重要性は、当該特定の取引種類、勘定残高又は注記事項項目に関する未修正の虚偽表示と未発見の虚偽表示の合計が、当該特定の取引種類、勘定残高又は注記事項に対する重要性の基準値を上回る可能性を、適切な低い水準に抑えるために設定する。</p> <p>手続実施上の重要性は、単純で機械的な計算により決定されるものではなく、その決定には職業的専門家としての判断を伴う。</p> <p>手続実施上の重要性の決定は、リスク評価手続の実施過程で更新された監査人の企業に対する理解、過年度の監査で識別された虚偽表示の内容と程度及び当年度の虚偽表示に関する監査人の予想によって影響を受ける。</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p><b>《IV 適用》</b></p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p>
<p>・ <u>本報告書（2023年1月12日）は、2024年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。また、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。その場合、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」（2022年6月16日）、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」（2022年6月16日）及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」（2022年6月16日）と同時に適用する。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>・ <u>本報告書（2023年1月12日）は、2024年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。また、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。その場合、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」（2022年6月16日）、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」（2022年6月16日）及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」（2022年6月16日）と同時に適用する。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <p>－ 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正）</p> <p>・ 本報告書（2023年1月12日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <p>－ 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年1月12日改正）</p> </div> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <p>－ 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正）</p> </div> <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上